

安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 29 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。  
次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

- (1) (略)
- (2) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会\_\_\_\_\_及び議会をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4)から(10)まで (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第 3 条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の\_\_\_\_\_条例等に定める方法\_\_\_\_\_により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち\_\_\_\_\_当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。第 7 条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代える\_\_\_\_\_ことができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納

- (1) (略)
- (2) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等\_\_\_\_\_人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4)から(10)まで (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第 3 条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって当該条例等を所管する市の機関が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定\_\_\_\_\_により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等に定める書面等により行われたものとみなして、\_\_\_\_\_当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第 1 項の規定\_\_\_\_\_により行われた申請等は、同項の\_\_\_\_\_市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
- 4 第 1 項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により \_\_\_\_\_署名等を行うこととしているもの\_\_\_\_\_については、当該条例等の規定にかかわらず、\_\_\_\_\_氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

付の方法が規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2 項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第 6 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 4 条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の \_\_\_\_\_ 条例等に定める方法 \_\_\_\_\_ により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該 \_\_\_\_\_ 処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち \_\_\_\_\_ 当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等につ

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 4 条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって当該条例等を所管する市の機関が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定 \_\_\_\_\_ により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する \_\_\_\_\_ 条例等に定める書面等 \_\_\_\_\_ により行われたものとみなして、 \_\_\_\_\_ 当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第 1 項の規定 \_\_\_\_\_ により行われた処分通知等は、同項の \_\_\_\_\_ 処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第 1 項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により \_\_\_\_\_ 署名等をするもの \_\_\_\_\_ につ

いては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって\_\_\_\_\_代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2 項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第 5 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 4 項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第 5 条 \_\_\_\_\_縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)であって当該条例等を所管する市の機関が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、\_\_\_\_\_当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により\_\_\_\_\_を行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の\_\_\_\_\_条例等に定める書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第 6 条 \_\_\_\_\_作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されている\_\_\_\_\_ものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、\_\_\_\_\_当該書面等に係る電磁的記録により\_\_\_\_\_行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の\_\_\_\_\_条例等に定める書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する

いては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第 5 条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により\_\_\_\_\_書面等により行うこととしている\_\_\_\_\_もの(申請等に基づくものを除く。)であって当該条例等を所管する市の機関が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定\_\_\_\_\_により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等に定める書面等により行われたものとみなして、\_\_\_\_\_当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第 6 条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により\_\_\_\_\_書面等により行うこととしている\_\_\_\_\_ものであって当該条例等を所管する市の機関が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定\_\_\_\_\_により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等に定める書面等により行われたものとみなして、\_\_\_\_\_当該作成等に関する

<p>る条例等の規定を適用する。</p> <p>3 <u>作成等のうち</u> <u>当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</u></p> <p>(添付書面等の省略)</p> <p><u>第7条</u> <u>申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</u></p> <p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>	<p>る条例等の規定を適用する。</p> <p>3 <u>第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により</u> <u>署名等を行うこととしているもの</u> <u>については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</u></p> <p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。